

児童虐待相談の状況について

1 要旨

令和5年度の県内の児童虐待相談に係る調査結果（速報値）を報告する。

2 概要

(1) 調査対象

県内の児童相談所（県こども家庭センター、広島市児童相談所（一部））

(2) 対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

3 調査結果（速報値）

(1) 県内児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移

令和5年度の県こども家庭センターにおける児童虐待相談対応件数は、3,541件で、前年度に比べ410件増加した。また、広島市児童相談所を加えた県全体の件数は、6,380件となり、前年度に比べ926件増加し、いずれも過去最多となった。

(件数)

年度 区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全国	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	219,170	(集計中)
広島県計	3,015	3,082	3,480	3,678	4,019	4,518	4,604	4,907	5,454	6,380
広島県	1,850	1,890	2,066	2,053	2,243	2,787	2,868	2,956	3,131	3,541
広島市	1,165	1,192	1,414	1,625	1,776	1,731	1,736	1,951	2,323	2,839

(2) 県こども家庭センターにおける児童虐待相談の状況

県こども家庭センターが令和5年度に対応した虐待相談について、アの処理状況の内訳では「助言指導」が最多で約83%、イの経路の内訳では「警察等」が最多で約38%、ウの主な虐待者の内訳では「実母」、「実父」が多く合わせて約89%、エの相談種別の内訳では「心理的虐待」が最多で約52%を占めている。また、オの虐待相談のうち親子分離した件数の推移は、令和2年度以降やや減少傾向にあり、令和5年度は59件となっている。

ア 虐待相談の処理状況

(上段：件数、下段：構成比%)

	施設入所	里親等委託	児童福祉司指導	継続指導	他機関斡旋	助言指導	その他	合計
R4	62	6	52	276	60	2,612	63	3,131
	2.0	0.2	1.7	8.8	1.9	83.4	2.0	100.0
R5	48	11	75	235	78	2,942	152	3,541
	1.4	0.3	2.1	6.6	2.2	83.1	4.3	100.0

イ 虐待相談の経路

(上段：件数、下段：構成比%)

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	児童委員	医療機関	保育所 認定こども園	児童福祉施設	警察等	学校等	市町	その他	合計
R4	161	61	292	25	2	45	10	12	1,274	193	743	313	3,131
	5.1	1.9	9.3	0.8	0.1	1.4	0.3	0.4	40.7	6.2	23.7	10.0	100.0
R5	162	48	273	35	0	68	8	27	1,359	251	879	431	3,541
	4.6	1.4	7.7	1.0	0.0	1.9	0.2	0.8	38.4	7.1	24.8	12.2	100.0

ウ 虐待相談で主な虐待者とされている者

(上段：件数、下段：構成比%)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	合計
R4	1,311	243	1,511	19	47	3,131
	41.9	7.8	48.3	0.6	1.5	100.0
R5	1,536	279	1,628	12	86	3,541
	43.4	7.9	46.0	0.3	2.4	100.0

エ 虐待相談の相談種別

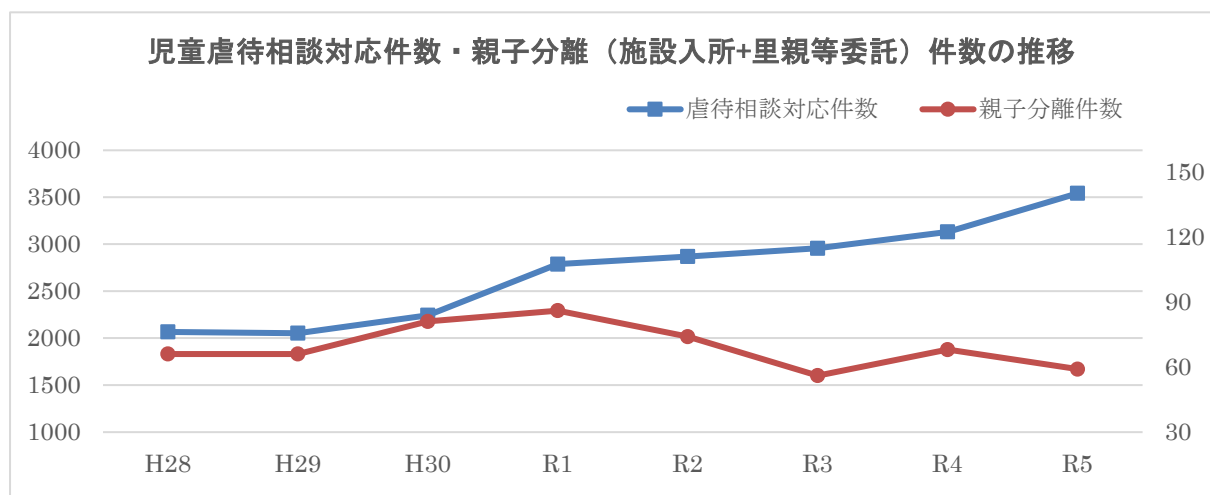
(上段：件数、下段：構成比%)

	身体的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	性的虐待	心理的虐待	うち面前DV	合計
R4	958	565	41	1,567	1,001	3,131
	30.6	18.0	1.3	50.0	32.0	100.0
R5	959	692	49	1,841	1,118	3,541
	27.1	19.5	1.4	52.0	31.6	100.0

オ 虐待相談のうち親子分離（施設入所、里親等委託）した件数の推移

(件数)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
施設入所	65	64	74	83	60	54	62	48
里親等委託	1	2	7	3	14	2	6	11
計	66	66	81	86	74	56	68	59



4 今後の対応

児童虐待防止対策の充実のため、県子ども家庭センター及び市町の更なる機能強化に取り組む。

(1) 県子ども家庭センターの機能強化

- 西部子ども家庭センター及び東部子ども家庭センターの支所を設置（令和7年4月）
- 児童福祉司、児童心理司の計画的な確保・育成
- 里親支援センターの設置などによる民間と協働した支援の強化

(2) 市町の機能強化

- 市町子ども家庭センターの設置などによる児童福祉及び母子保健に関する包括的な支援体制の強化
- 子育て世帯訪問支援事業、子育て短期支援事業等の家庭支援事業の実施による在宅支援の充実
- 研修等による市町職員の専門性の向上